

平成30年 3 月定例名古屋港管理組合議会議案(1)

目 次

第 1 号 議 案	平成30年度名古屋港管理組合一般会計予算	1 頁
第 2 号 議 案	平成30年度名古屋港管理組合基金特別会計予算	9
第 3 号 議 案	平成30年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算	13
第 4 号 議 案	平成30年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算	17
第 5 号 議 案	名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部改正について	20

第1号議案

平成30年度名古屋港管理組合一般会計予算

平成30年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,060,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月27日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

第1表 歳入歳出予算		
歳入		
款	項	金額
1 分担金及び負担金		8,446,640 千円
	1 負担金	8,446,640
2 使用料及び手数料		4,502,311
	1 使用料	4,502,301
	2 手数料	10
3 国庫支出金		929,800
	1 国庫負担金	929,800
4 財産収入		5,287,362
	1 財産運用収入	4,841,792
	2 財産売却収入	445,570
5 寄附金		10

	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		222,084
	1 他 会 計 繰 入 金	222,084
7 繰 越 金		300,000
	1 繰 越 金	300,000
8 諸 収 入		2,780,293
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	210
	2 預 金 利 子	584
	3 受 託 事 業 収 入	878,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	1,351,157
	5 特 定 施 設 整 備 収 入	226,760
	6 雑 入	323,582
9 組 合 債		4,591,500
	1 組 合 債	4,591,500

款	項	金額
歳	入 合 計	千円 27,060,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 167,839
	1 議 会 費	167,839
2 総 務 費		2,901,897
	1 総 務 管 理 費	2,832,165
	2 監 査 委 員 費	69,732
3 企 画 調 整 費		940,159
	1 企 画 調 整 管 理 費	823,519
	2 調 査 費	116,640
4 港 営 費		2,419,175
	1 港 営 管 理 費	1,422,959
	2 運 営 費	996,216
5 建 設 費		12,399,930

款	項	金額
	1 建設管理費	千円 1,765,769
	2 整備費	10,634,161
6 公債費		8,201,000
	1 公債費	8,201,000
7 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出	合計	27,060,000

第2表 債務負担行為		
事 項	期 間	限 度 額
大 江 ふ 頭 岸 壁 整 備 費	平 成 31 年 度	千円 1,050,000
潮 風 ふ 頭 護 岸 補 修 費	平 成 31 年 度	152,000
伊勢湾岸自動車道名港潮見インターチェンジ補修費	平 成 31 年 度	155,000
中 川 口 通 船 門 補 修 費	平 成 31 年 度	31,000
高 潮 対 策 交 付 金 事 業 費	平 成 31 年 度	116,000
堀 川 口 防 潮 水 門 整 備 費	平 成 31 年 度	158,000
名古屋四日市国際港湾株式会社の事業資金借入金に対する 損失補償	平成30年度～平成51年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収 できないことにより損失を受けたときは、 94,500千円及び利息相当額を限度として補償 する。

第3表 組 合 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業	千円 4,119,000	普 通 貸 借 又 債 券 発 行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
コ ン テ ナ 埠 頭 整 備 事 業	472,500			
計	4,591,500			

第2号議案

平成30年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成30年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ403,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月27日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村たかし

第1表 歳入歳出予算		
歳入		
款	項	金額
1 水族館振興基金収入		千円 136,200
	1 財産収入	95
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	67,085
	5 繰入金	69,000
2 海事文化振興基金収入		67,500
	1 財産収入	104
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	5,476

	5 繰 入 金	61,900
3 環 境 振 興 基 金 収 入		199,600
	1 財 産 収 入	37
	2 寄 附 金	20
	3 繰 越 金	20
	4 積 戻 金	149,523
	5 繰 入 金	50,000
歳 入 合 計		403,300

歳 出		
款	項	金 額
1 水族館振興基金		千円 136,200
	1 積 立 金	69,115
	2 繰 出 金	67,085
2 海事文化振興基金		67,500
	1 積 立 金	62,024
	2 繰 出 金	5,476
3 環境振興基金		199,600
	1 積 立 金	50,077
	2 繰 出 金	149,523
歳 出	合 計	403,300

第3号議案

平成30年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設 及 び 用 地	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 38棟	一般使用許可面積 平方メートル 86,111	
		専用使用許可面積 平方メートル 37,994	
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積 平方メートル 183,300	
		専用使用許可面積 平方メートル 995,430	
	荷 役 機 械 8基	貸 付 数 基 8	
	埠 頭 用 地	平方メートル 2,401,897	
	施設の維持補修及び施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び上屋等整備工事 千円 956,487	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	施設運営事業収益	4,217,000千円
第1項	営業収益	4,081,149千円
第2項	営業外収益	133,707千円
第3項	特別利益	2,144千円
支 出		
第1款	施設運営事業費用	3,329,000千円
第1項	営業費用	2,822,048千円
第2項	営業外費用	219,196千円
第3項	特別損失	277,756千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,304,970千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,279,970千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	2,435,030千円
第1項	企業債	2,435,000千円
第2項	固定資産売却代金	10千円

第3項 寄 附 金 10千円

第4項 そ の 他 資 本 的 収 入 10千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 3,740,000千円

第1項 建 設 改 良 費 557,587千円

第2項 固 定 資 産 購 入 費 2,390,090千円

第3項 企 業 債 償 還 金 792,323千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
維 持 補 修 費	平成31年度	81,000千円
上 屋 整 備 費	平成31年度	124,000千円
埠頭用地整備費	平成31年度	116,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	埠頭用地整備事業
限 度 額	2,435,000千円
起債の方法	普通貸借又は債券発行
利 率	8.5%以内
償還の方法	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、 元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。

ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 522,848千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	土 地	飛島ふ頭内	56,887平方メートル

平成30年3月27日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村たかし

第4号議案

平成30年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

護岸整備 地盤改良 14,160平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	埋立事業	収益	386,000千円
第1項	営業外	収益	385,970千円
第2項	特別	利益	30千円
		支	出
第1款	埋立事業	費用	472,000千円
第1項	営業	費用	427,504千円
第2項	営業外	費用	34,466千円
第3項	特別	損失	30千円
第4項	予備	費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,725,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	資 本 的	収 入		613,000千円
第1項	雑	収 入		542,385千円
第2項	貸 付 金 返 還 金			70,615千円
		支	出	
第1款	資 本 的	支 出		3,338,000千円
第1項	西 部 地 区 埋 立 事 業 費			3,020,400千円
第2項	南 5 区 埋 立 事 業 費			47,800千円
第3項	総 係 費			209,590千円
第4項	雑 支 出			60,210千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西部地区埋立整備費	平成31年度	2,698,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 393,818千円

平 成 30 年 3 月 27 日 提 出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河 村 た か し

第五号議案

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部改正について
名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年三月二十七日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「平成三十三年度」を「平成三十四年度」に、「約二五六万平方メートル」を「約二六三万平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、施設運営事業について飛島ふ頭の埠頭用地整備に伴い、埠頭用地の整備目途年度及び規模を改正するため必要があるからである。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示

この印刷物は、Aランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

